

南区選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法第30条の3第2項の規定により指定した指定在外選挙投票区を次のとおり変更したので、同法施行令第23条の2第2項の規定に基づき告示します。

平成28年6月9日

南区選挙管理委員会
委員長 加藤 昭治

	指定在外選挙投票区	備考
変更前	第3投票区	
変更後	第2投票区	平成28年6月2日変更

(南区選挙管理委員会事務局)